

## 特殊支配同族会社の基準所得金額の計算について

### — 過年度調整欠損金額の控除イメージと別表 14(一) 付表の記載イメージ —

特殊支配同族会社の基準所得金額は、法人税法施行令 72 条の 2 第 5 項において、次のとおり計算することとされています。

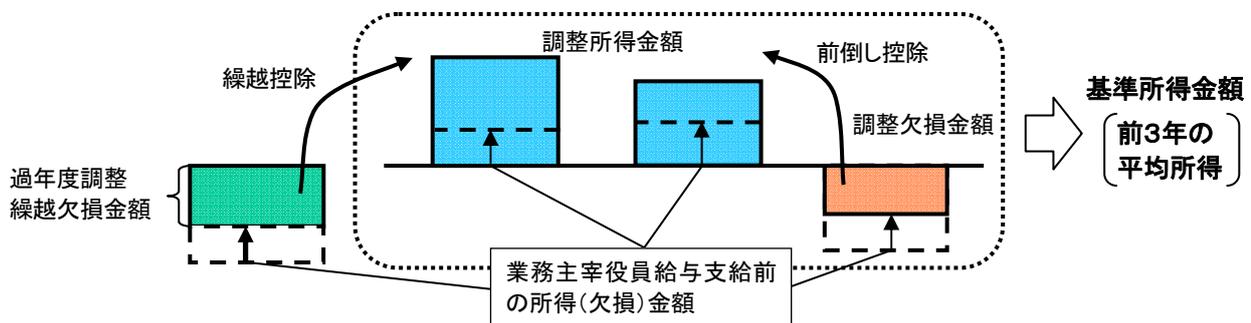
**基準所得金額** → 基準期間内事業年度の調整所得金額の合計額から調整欠損金額及び過年度調整繰越欠損金額の控除額の合計額を減算した金額を、基準期間内事業年度の月数の合計数で除しこれに 12 を乗じて計算した金額

なお、基準期間内事業年度とは、基準期間（前 3 年以内に開始した各事業年度のうちに特殊支配同族会社に該当しない事業年度がある場合には、その該当しない事業年度のうち最も新しい事業年度以前の各事業年度を除く。）に含まれる各事業年度をいいます。

$$\left[ \text{調整所得金額} - \left( \text{調整欠損金額} + \text{過年度調整繰越欠損金額の控除額金額} \right) \right] \times \frac{12}{\text{基準期間内事業年度等の月数の合計数}} = \text{基準所得金額}$$

この基準所得金額のイメージを図示すると以下のとおりとなります。

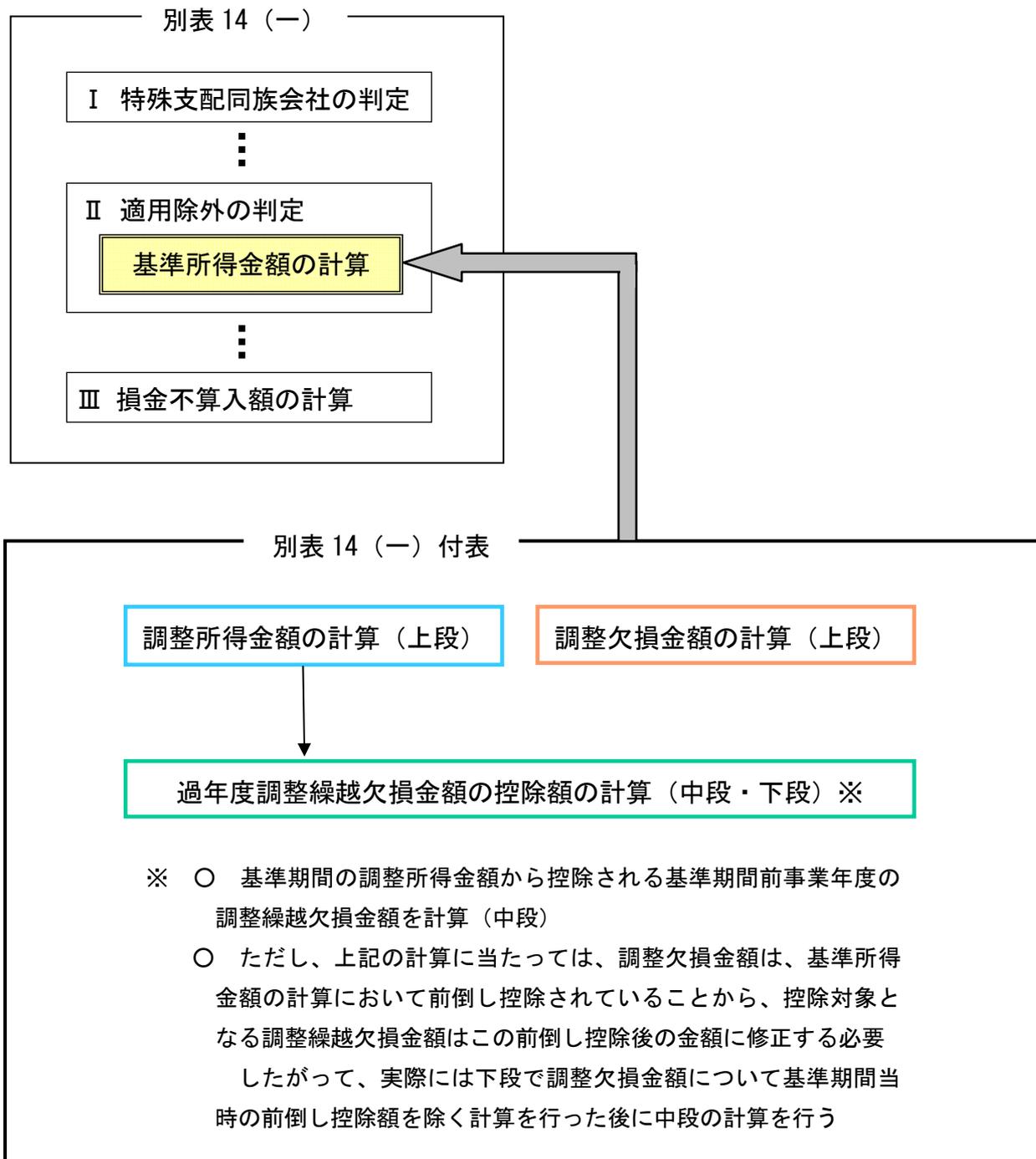
#### ○ 基準所得金額のイメージ



基準所得金額の具体的な計算は別表 14 (一) において行いますが、別表 14 (一) 付表では、その計算の基礎となる基準期間における調整所得金額等の計算を行います。

この別表 14 (一) と 14 (一) 付表の関係及び別表 14 (一) 付表における計算事項を図示すると以下のとおりとなります。

○ 別表 14 (一) と 14 (一) 付表との関係及び 14 (一) 付表の計算事項



このように、基準所得金額の計算は、調整所得金額、調整欠損金額及び過年度調整繰越欠損金額の控除額に基づいて計算されます。以下ではこれらについて説明します。

## 1. 調整所得金額

所得の金額に次に掲げる金額を加算した金額。ただし、欠損金額が生じた事業年度にあっては、次に掲げる金額から当該欠損金額を控除した金額

イ 業務主宰役員給与額

(注) 基準所得金額の計算上は、法 34 条又は 35 条の損金不算入額を除きます。

ロ 法 57 条 1 項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）の規定の適用を受けた金額

・原則（所得金額がゼロ又はプラスの事業年度である場合）

$$\boxed{\text{所得金額}} + \boxed{\text{業務主宰役員給与額  
(損金不算入額を除く)}} + \boxed{\text{欠損金の  
当期控除額}} = \boxed{\text{調整所得金額}}$$

・欠損金額が生じた事業年度である場合

$$\boxed{\text{業務主宰役員給与額  
(損金不算入額を除く)}} - \boxed{\text{欠損金額}} = \boxed{\text{調整所得金額}}$$

## 2. 調整欠損金額

欠損金額から、業務主宰役員給与額を控除した金額

$$\boxed{\text{欠損金額}} - \boxed{\text{業務主宰役員給与額  
(損金不算入額を除く)}} = \boxed{\text{調整欠損金額}}$$

(注) 上記の業務主宰役員給与額が欠損金額より大きい場合は、上記 1. の調整所得金額として計算します。

## 3. 過年度調整繰越欠損金額の控除額

各基準期間前事業年度（基準期間開始の日の前日以前に開始した事業年度をいいます。）の過年度調整繰越欠損金額（次のイ又はロに掲げる金額をいいます。）をこの金額が発生した基準期間前事業年度開始の日後 7 年（注 1）以内に開始した各事業年度の調整所得金額のうち最も古いものから順次控除した場合に、基準期間前事業年度において生じ、かつ、基準期間内の各事業年度における調整所得金額から控除されることとなる金額の合計額

イ 特殊支配同族会社該当事業年度（基準期間前事業年度の特殊支配同族会社に該当している事業年度で、その後、基準期間直前事業年度まで継続して特殊支配同族会社に該当している場合のその事業年度をいいます。）において生じた調整欠損金額を、その発生した事業年度等の終了日の翌日前 3 年以内に開始した各事業年度のうち最も古い事業年度の調整所得金額から順次控除するものとした場合に控除しきれなかつた金額

ロ イの特殊支配同族会社該当事業年度以外の各事業年度（注 2）において生じた欠損金額（欠損金の繰戻しによる還付の規定の適用を受けた金額を除きます。）

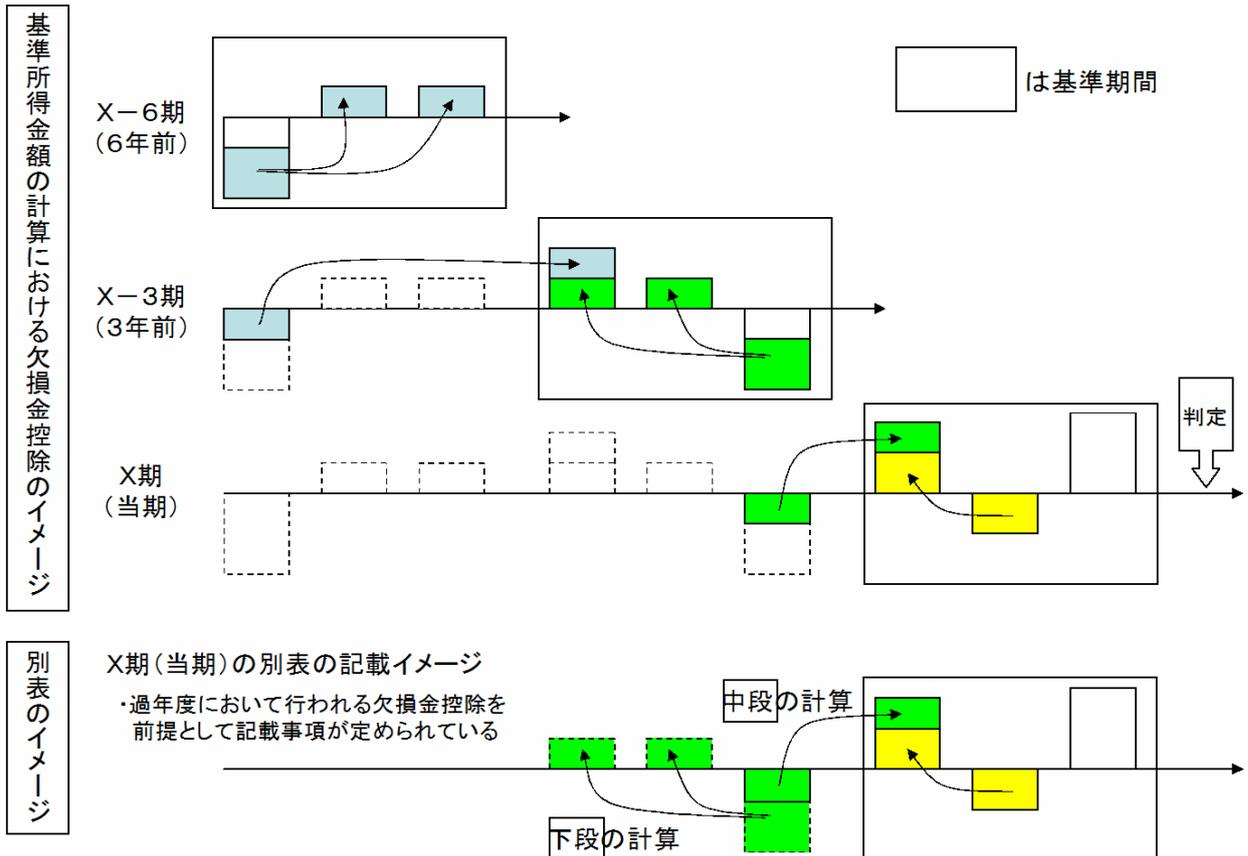
なお、過年度調整繰越欠損金額が複数事業年度にある場合には、そのうち最も古い基準期間前事業年度の過年度調整繰越欠損金額から、順次上記の控除を行います。その際、調整所得金額は、他の事業年度の過年度調整繰越欠損金額を控除した後の金額を用います。

(注) 1. 平成 13 年 4 月 1 日前に開始した事業年度において生じた過年度調整繰越欠損金額の繰越期間は 5 年とされています。

2. 平成 15 年 4 月 1 日前に開始した事業年度は特殊支配同族会社に該当しない事業年度とされます。

この基準所得金額の計算における欠損金の控除とそれが別表にどのように反映しているかを図示すると以下ようになります。

### 各期の基準所得金額の計算における欠損金控除のイメージと別表のイメージ



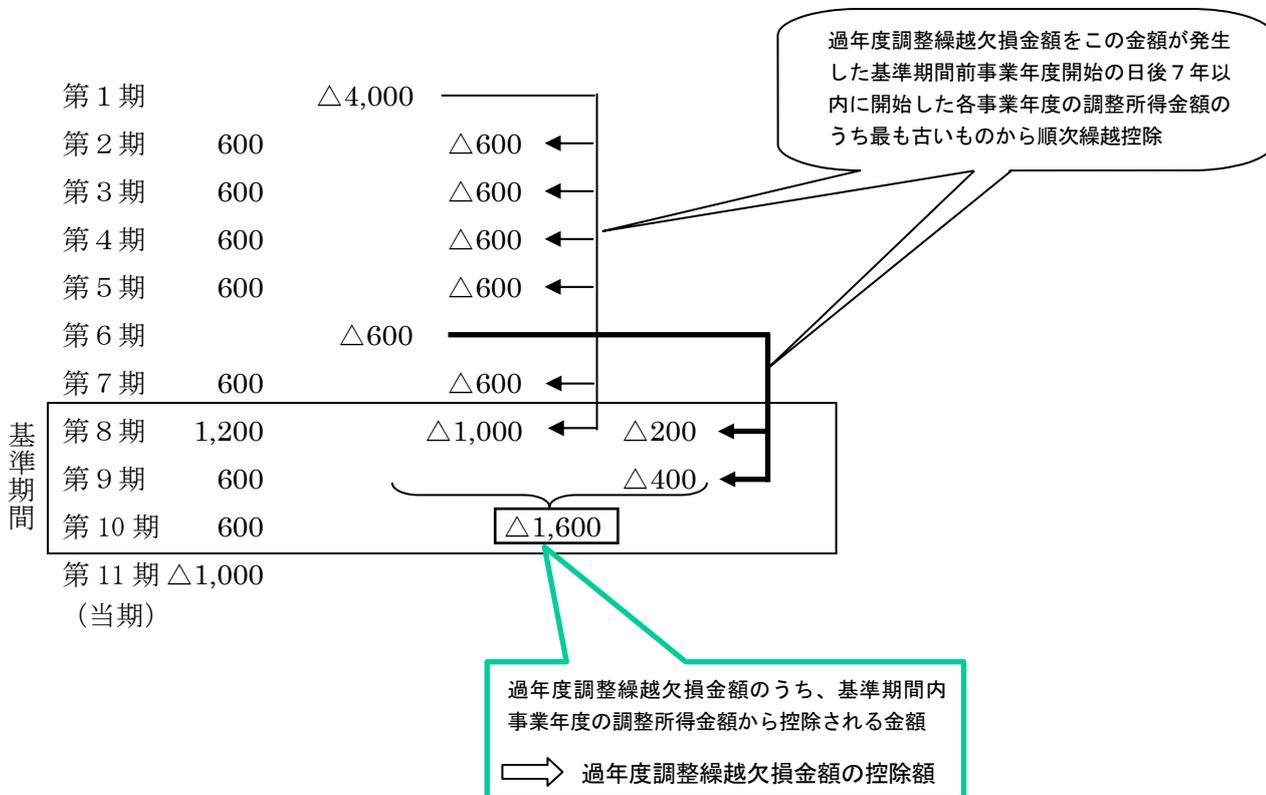
#### 4. 過年度調整繰越欠損金額の控除額の計算例

(前提)

当期前 15 期間における、調整所得金額及び調整欠損金額が以下のとおりであったものとします。  
 なお、第 1 期は平成 15 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度とし、すべての事業年度が特殊支配同族会社に該当するものとします。

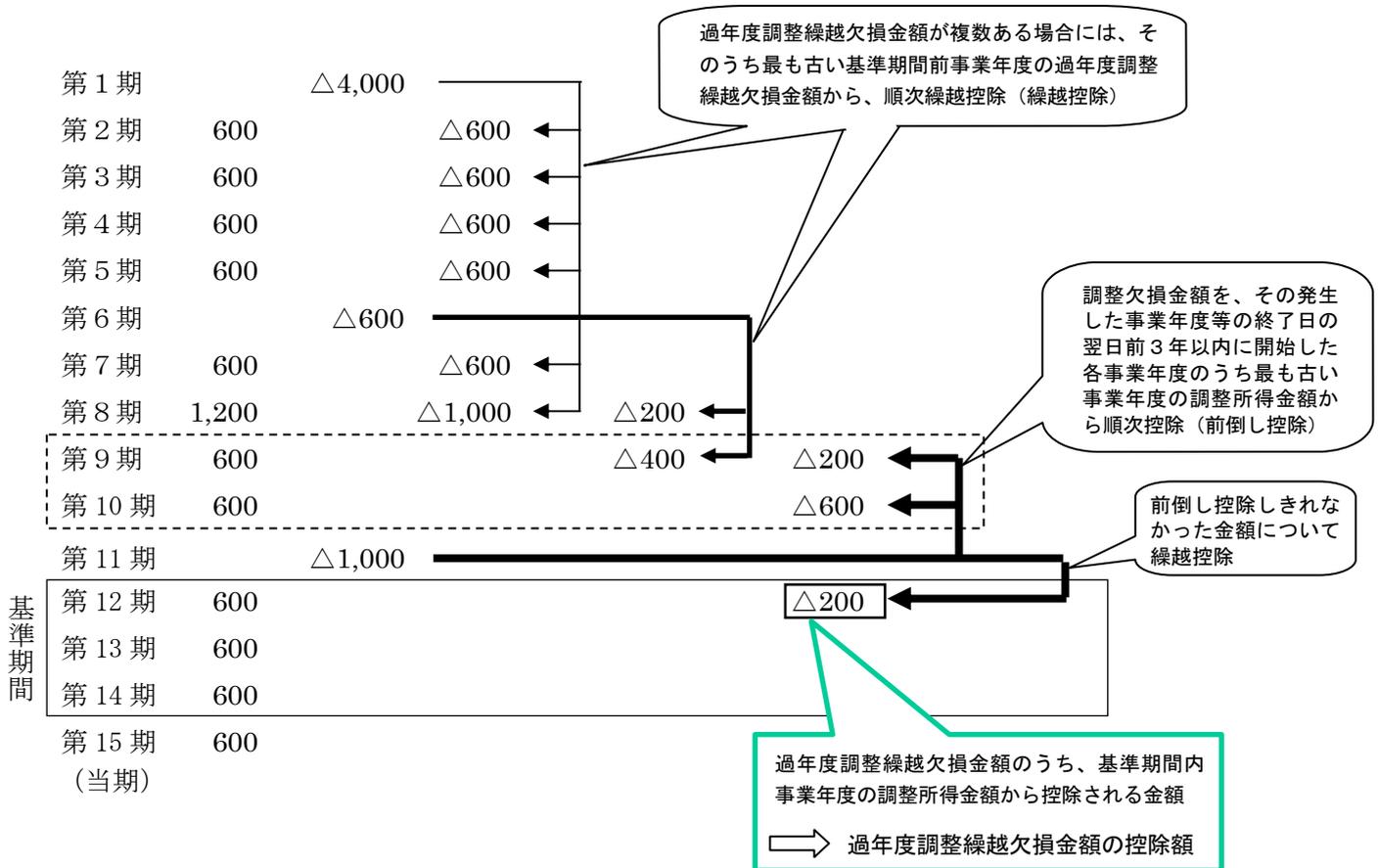
	調整所得金額	調整欠損金額
第 1 期		4,000
第 2 期	600	
第 3 期	600	
第 4 期	600	
第 5 期	600	
第 6 期		600
第 7 期	600	
第 8 期	1,200	
第 9 期	600	
第 10 期	600	
第 11 期		1,000
第 12 期	600	
第 13 期	600	
第 14 期	600	
第 15 期	600	

(1) 例えば、当期が第 11 期である場合における過年度調整繰越欠損金額の控除額は、次のとおり計算されます。



(2) また、当期が第 15 期である場合における過年度調整繰越欠損金の控除額は、次のとおり計算されます。

なお、第 11 期の欠損金額 $\Delta 1,000$ は、過去（第 12 期）の基準期間の基準所得金額の計算において前倒し控除されています。したがって、 $\Delta 1,000$ のうち前倒し控除しきれなかった $\Delta 200$ について、繰越控除されることになります。



例に示すように、過年度調整繰越欠損金額の控除額の計算には、過年度すべての調整所得金額及び調整欠損金額が必要となります。このような計算を毎期行う煩瑣を避けるため、別表 14 (一) 付表（特殊支配同族会社の前三年基準所得金額の計算に関する明細書）は、過年度の調整を行った後の金額の翌期の繰越計算にも用いることになります。

たとえ明らかに基準所得金額以下であり特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入の適用除外となる場合であっても、特殊支配同族会社に該当する限り翌期以降において基準所得金額の計算上調整所得金額、調整欠損金額及び過年度調整繰越欠損金額の控除額が必要となりますので、別表 14 (一) 付表を作成しておく必要があります。何年も経過してからの基準所得金額の計算は、たいへん煩雑になりますのでご注意ください。

なお、上記の例について、別表 14 (一) 付表の記載例を別添に示してありますので参考にしてください。

(文責 = 日税連調査研究部)

特殊支配同族会社の前三年基準所得金額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 **第4期** 法人名 ( )

別表十四(一)付表 平十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

基準期間内事業年度等	所得の金額又は欠損金額(欠損金額の場合は△を付すこと)	欠損等の控除額	業務主宰役員給与額	調整所得金額	調整欠損金額	過年度欠損金額の調整控除額
				(1)+(2)+(3)-(3の内書)(マイナスの場合は0)	((1)+(2)+(3)-(3の内書))がマイナスの場合のマイナスの部分の金額	
	1	2	3	4	5	6
第1期 ①	円	円	円	円	円	(8の②) 円
第2期 ②			内	600	4,000	(9の②)
当期直前事業年度等 第3期 ③			内	600		(10の②)
計 ④ ①+②+③			内	1,200	4,000	

	調整繰越欠損金額(前期の(1))	前三年調整所得金額			差引翌期調整繰越欠損金額(7)-(8)
		当期前三年前事業年度等の調整所得金額	当期前二年前事業年度等の調整所得金額	当期直前事業年度等の調整所得金額	
		8	9	10	
	7	(4の①) 円	(4の②) 円	(4の③) 円	11
	①		600	600	
調整所得金額から控除される調整繰越欠損金額	円				円
基準期間					
前事業年度等					
基準期間直前事業年度等 (16の②)					
計 ②					

	調整欠損金額(前期の(5の①))	基準期間前三年調整所得金額			調整繰越欠損金額
		基準期間前三年前事業年度等の調整所得金額	基準期間前二年前事業年度等の調整所得金額	基準期間直前事業年度等の調整所得金額	
		13	14	15	
	12	(前期の(14の③)) 円	(前期の(15の③)) 円	(前期の(8の①)-(8の②)) 円	16
基準期間直前事業年度等 ②	円	((13の①)と(12の②)のうち少ない金額)	((14の①)と(12の②)-(13の②)のうち少ない金額)		(12-(13+14)) 円
翌期繰越調整所得金額 ①-② ③					

特殊支配同族会社の前三年基準所得金額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 **第5期** 法人名 ( )

別表十四(一)付表 平十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

基準期間内事業年度等	所得の金額又は欠損金額(欠損金額の場合は△を付すこと)	欠損金等の控除額	業務主宰役員給与額	調整所得金額	調整欠損金額	過年度欠損金額の調整控除額
				(1)+(2)+(3)-(3の内書)(マイナスの場合は0)	((1)+(2)+(3)-(3の内書))がマイナスの場合のマイナスの部分の金額	
	1	2	3	4	5	6
第2期 ①	円	円	円	円	円	(8の②) 円
第3期 ②			円	円	円	(9の②) 円
当期直前事業年度等 第4期 ③			円	円	円	(10の②) 円
計 ①+②+③			円	円	円	円

	調整繰越欠損金額(前期の(11))	前三年調整所得金額			差引翌期調整繰越欠損金額(7)-(8)
		当期前三年前事業年度等の調整所得金額	当期前二年前事業年度等の調整所得金額	当期直前事業年度等の調整所得金額	
		8	9	10	
	①	(4の①) 円	(4の②) 円	(4の③) 円	
	円	600	600	600	
調整所得金額から控除される調整繰越欠損金額					円
基準期間直前事業年度等 第1期 計	(16の②) 4,000	600	600	600	3,400
	②	600	600	600	

	調整欠損金額(前期の(5の①))	基準期間前三年調整所得金額			調整繰越欠損金額
		基準期間前三年前事業年度等の調整所得金額	基準期間前二年前事業年度等の調整所得金額	基準期間直前事業年度等の調整所得金額	
		13	14	15	
	①	(前期の(14の③)) 円	(前期の(15の③)) 円	(前期の(8の①)-(8の②)) 円	
基準期間直前事業年度等 第1期 ②	4,000	((13の①)+(12の②)のうち少ない金額)	((14の①)+(12の②)-(13の②)のうち少ない金額)		((12)-(13+(14))) 円
翌期繰越調整所得金額 ①-② ③					

特殊支配同族会社の前三年基準所得金額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 **第6期** 法人名 ( )

別表十四(一)付表 平十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

基準期間内事業年度等	所得の金額又は欠損金額(欠損金額の場合は△を付すこと)	欠損金等の控除額	業務主査役員給与額	調整所得金額 (1)+(2)+(3)-(3の内書) (マイナスの場合は0)	調整欠損金額 (1)+(2)+(3)-(3の内書) がマイナスの場合の マイナスの部分の金額	過年度欠損金額の調整控除額
第3期 ①			内	円	円	(8の②) 円
第4期 ②			内		600	(9の②) 600
当期直前事業年度等 第5期 ③			内		600	(10の②) 600
計 ④ ①+②+③			内		1,800	1,800

	調整繰越欠損金額(前期の(11))	前三年調整所得金額			差引翌期調整繰越欠損金額(7)-(8)
		当期前三年前事業年度等の調整所得金額	当期前二年前事業年度等の調整所得金額	当期直前事業年度等の調整所得金額	
	7	8	9	10	11
	①	(4の①) 円	(4の②) 円	(4の③) 円	
		600	600	600	
調整所得金額から控除される調整繰越欠損金額	円				円
基準期間前事業年度等					
第1期	3,400	600	600	600	2,800
基準期間直前事業年度等 第2期 計	(16の②)	②	600	600	600

	調整欠損金額(前期の(5の①))	基準期間前三年調整所得金額			調整繰越欠損金額
		基準期間前三年前事業年度等の調整所得金額	基準期間前二年前事業年度等の調整所得金額	基準期間直前事業年度等の調整所得金額	
	12	13	14	15	16
	①	(前期の(14の③)) 円	(前期の(15の③)) 円	(前期の(8の①)-(8の②)) 円	
基準期間直前事業年度等 ②	円	((13の①)と(12の②)のうち少ない金額)	((14の①)と((12の②)-(13の②))のうち少ない金額)		((12)-(13+14)) 円
翌期繰越調整所得金額 ③ ①-②					

特殊支配同族会社の前三年基準所得金額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 **第7期** 法人名 ( )

別表十四(一)付表 平十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

基準期間内事業年度等	所得の金額又は欠損金額(欠損金額の場合は△を付すこと)	欠損金等の控除額	業務主宰役員給与額	調整所得金額 (1)+(2)+(3)-(3の内書) (マイナスの場合は0)	調整欠損金額 (1)+(2)+(3)-(3の内書) (マイナスの場合のマイナスの部分の金額)	過年度欠損金額の調整控除額
第4期 ①			円	円	円	(8の②) 円
第5期 ②			円	円	円	(9の②)
当期直前事業年度等 ③			円	円	円	(10の②)
計 ④ ①+②+③			円	円	円	

	調整繰越欠損金額 (前期の(1))	前三年調整所得金額			差引翌期調整繰越欠損金額 (7)-(8)
		当期前三年前事業年度等の調整所得金額	当期前二年前事業年度等の調整所得金額	当期直前事業年度等の調整所得金額	
	7	8	9	10	11
	①	(4の①) 円	(4の②) 円	(4の③) 円	
		600	600		
調整所得金額から控除される調整繰越欠損金額					
基準期間					
前事業年度等					
第1期	2,800	600	600		2,200
第2期					
基準期間直前事業年度等 ②	(16の②)				
計	②	600	600		

	調整欠損金額 (前期の(5の①))	基準期間前三年調整所得金額			調整繰越欠損金額
		基準期間前三年前事業年度等の調整所得金額	基準期間前二年前事業年度等の調整所得金額	基準期間直前事業年度等の調整所得金額	
	12	13	14	15	16
	①	(前期の(14の③)) 円	(前期の(15の③)) 円	(前期の(8の①)-(8の②)) 円	
基準期間直前事業年度等 ②		((13の①)+(12の②)のうち少ない金額)	((14の①)+(12の②)-(13の②)のうち少ない金額)		((02)-(03+04)) 円
翌期繰越調整所得金額 ③ ①-②					

特殊支配同族会社の前三年基準所得金額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 **第8期** 法人名 ( )

別表十四(一)付表 平十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

基準期間内事業年度等	所得の金額又は欠損金額(欠損金額の場合は△を付すこと)	欠損金等の控除額	業務主宰役員給与額	調整所得金額	調整欠損金額	過年度欠損金額の調整控除額
				(1)+(2)+(3)-(3の内書)(マイナスの場合は0)	((1)+(2)+(3)-(3の内書))がマイナスの場合のマイナスの部分の金額	
	1	2	3	4	5	6
第5期 ①	円	円	円	600	円	(8の②) 600
第6期 ②			円		600	(9の②)
当期直前事業年度等 第7期 ③			円	600		(10の②) 600
計 ④ ①+②+③			円	1,200	600	1,200

	調整繰越欠損金額(前期の(11))	前三年調整所得金額			差引翌期調整繰越欠損金額(7)-(8)
		当期前三年前事業年度等の調整所得金額	当期前二年前事業年度等の調整所得金額	当期直前事業年度等の調整所得金額	
	7	8	9	10	11
	①	(4の①) 600	(4の②) 円	(4の③) 600	
調整所得金額から控除される調整繰越欠損金額	円				円
基準期間前事業年度等					
第1期	2,200	600		600	1,600
第2期					
第3期					
基準期間直前事業年度等 第4期 計	(16の②) ②	600		600	

	調整欠損金額(前期の(5の①))	基準期間前三年調整所得金額			調整繰越欠損金額
		基準期間前三年前事業年度等の調整所得金額	基準期間前二年前事業年度等の調整所得金額	基準期間直前事業年度等の調整所得金額	
	12	13	14	15	16
	①	(前期の(14の③)) 円	(前期の(15の③)) 円	(前期の(8の①)-(8の②)) 円	
基準期間直前事業年度等 ②	円	((13の①)と(12の②)のうち少ない金額)	((14の①)と(12の②)-(13の②)のうち少ない金額)		((12)-(13+14)) 円
翌期繰越調整所得金額 ③ ①-②					

特殊支配同族会社の前三年基準所得金額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 **第9期** 法人名 ( )

別表十四(一)付表 平十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

基準期間内事業年度等	所得の金額又は欠損金額(欠損金額の場合は△を付すこと)	欠損金等の控除額	業務主宰役員給与額	調整所得金額(1)+(2)+(3)-(3の内書)(マイナスの場合は0)	調整欠損金額((1)+(2)+(3)-(3の内書)がマイナスの場合のマイナスの部分の金額)	過年度欠損金額の調整控除額
第6期 ①	円	円	円	円	600	(8の②) 円
第7期 ②			円	600		(9の②) 600
当期直前事業年度等 第8期 ③			円	1,200		(10の②) 1,000
計 ④ ①+②+③			円	1,800	600	1,600

	調整繰越欠損金額(前期の(11))	前三年調整所得金額			差引翌期調整繰越欠損金額(7)-(8)
		当期前三年前事業年度等の調整所得金額	当期前二年前事業年度等の調整所得金額	当期直前事業年度等の調整所得金額	
	7	8	9	10	11
	①	(4の①) 円	(4の②) 円	(4の③) 円	
	円		600	1,200	
基準期間内事業年度等					円
第1期	1,600		600	1,000	1,600
第2期					
第3期					
第4期					
基準期間直前事業年度等 第5期 計	(16の②) ②		600	1,000	

	調整欠損金額(前期の(5の①))	基準期間前三年調整所得金額			調整繰越欠損金額
		基準期間前三年前事業年度等の調整所得金額	基準期間前二年前事業年度等の調整所得金額	基準期間直前事業年度等の調整所得金額	
	12	13	14	15	16
	①	(前期の(14の③)) 円	(前期の(15の③)) 円	(前期の(8の①)-(8の②)) 円	
基準期間直前事業年度等 ②	円	((13の①)と(12の②)のうち少ない金額)	((14の①)と(12の②)-(13の②)のうち少ない金額)		((12-(13+14)) 円
翌期繰越調整所得金額 ③ ①-②					

特殊支配同族会社の前三年基準所得金額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 **第10期** 法人名 ( )

別表十四(一)付表 五十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

基準期間内事業年度等	所得の金額又は欠損金額(欠損金額の場合は△を付すこと)	欠損金等の控除額	業務主筆役員給与額	調整所得金額 (1)+(2)+(3)-(3の内書) (マイナスの場合は0)	調整欠損金額 (1)+(2)+(3)-(3の内書) がマイナスの場合の マイナスの部分の金額	過年度欠損金額の調整控除額
第7期 ①			内	600		(8の②) 600
第8期 ②			内	1,200		(9の②) 1,200
当期直前事業年度等 ③			内	600		(10の②) 400
計 ④ ①+②+③			内	2,400		2,200

	調整繰越欠損金額 (前期の④)	前三年調整所得金額			差引翌期調整繰越欠損金額 (7)-(8)
		当期前三年前事業年度等の調整所得金額	当期前二年前事業年度等の調整所得金額	当期直前事業年度等の調整所得金額	
		7	8	9	
	①	(4の①) 600	(4の②) 1,200	(4の③) 600	
調整所得金額から控除される調整繰越欠損金額					
基準期間前事業年度等					
第1期	1,600	600	1,000		1,000
第2期					
第3期					
第4期					
第5期					
基準期間直前事業年度等 ② 第6期	(16の②) 600		200	400	600
計	②	600	1,200	400	

	調整欠損金額 (前期の(5の①))	基準期間前三年調整所得金額			調整繰越欠損金額
		基準期間前三年前事業年度等の調整所得金額	基準期間前二年前事業年度等の調整所得金額	基準期間直前事業年度等の調整所得金額	
		12	13	14	
	①	(前期の(14の③))	(前期の(15の③))	(前期の(8の①)-(8の②))	
基準期間直前事業年度等 ② 第6期	600	((13の①)と(12の②)のうち少ない金額)	((14の①)と(12の②)-(13の②)のうち少ない金額)		((02)-(03+04)) 600
翌期繰越調整所得金額 ③ ①-②					

特殊支配同族会社の前三年基準所得金額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 **第11期** 法人名 ( )

別表十四(一)付表 平十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

基準期間内事業年度等	所得の金額又は欠損金額(欠損金額の場合は△を付すこと)	欠損金等の控除額	業務主宰役員給与額	調整所得金額	調整欠損金額	過年度欠損金額の調整控除額
				(1)+(2)+(3)-(3)の内書(マイナスの場合は0)	((1)+(2)+(3)-(3)の内書)がマイナスの場合のマイナスの部分の金額	
	1	2	3	4	5	6
第8期 ①	円	円	円	円	円	(8の②) 円
第9期 ②			円	円	円	(9の②)
当期直前事業年度等 第10期 ③			円	円	円	(10の②)
計 ④ ①+②+③			円	円	円	

	調整繰越欠損金額(前期の⑭)	前三年調整所得金額			差引翌期調整繰越欠損金額(7)-(8)
		当期前三年前事業年度等の調整所得金額	当期前二年前事業年度等の調整所得金額	当期直前事業年度等の調整所得金額	
	7	8	9	10	11
	①	(4の①) 円	(4の②) 円	(4の③) 円	
第1期	円	1,200	600	600	
第2期					円
第3期					
第4期					
第5期					
第6期	600	200	400		400
基準期間直前事業年度等 第7期 計	(16の②) ②	1,200	400		

	調整欠損金額(前期の(5の①))	基準期間前三年調整所得金額			調整繰越欠損金額
		基準期間前三年前事業年度等の調整所得金額	基準期間前二年前事業年度等の調整所得金額	基準期間直前事業年度等の調整所得金額	
	12	13	14	15	16
	①	(前期の(14の③)) 円	(前期の(15の③)) 円	(前期の(8の①)-(8の②)) 円	
基準期間直前事業年度等 ②	円	((13の①)と(12の②)のうち少ない金額)	((14の①)と(12の②)-(13の②)のうち少ない金額)		((12)-(13+14)) 円
翌期繰越調整所得金額 ③ ①-②					

特殊支配同族会社の前三年基準所得金額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 **第12期** 法人名 ( )

別表十四(一)付表 平十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

基準期間内事業年度等	所得の金額又は欠損金額(欠損金額の場合は△を付すこと)	欠損金等の控除額	業務主宰役員給与額	調整所得金額(1)+(2)+(3)-(3)の内書(マイナスの場合は0)	調整欠損金額((1)+(2)+(3)-(3)の内書)がマイナスの場合のマイナスの部分の金額	過年度欠損金額の調整控除額
第9期 ①	円	円	円	円	円	(8の②) 円
第10期 ②			円	円		(9の②)
当期直前事業年度等 第11期 ③			円		1,000	(10の②)
計 ④ ①+②+③			円	1,200	1,000	400

	調整繰越欠損金額(前期の⑭)	前三年調整所得金額			差引翌期調整繰越欠損金額(7)-(8)
		当期前三年前事業年度等の調整所得金額	当期前二年前事業年度等の調整所得金額	当期直前事業年度等の調整所得金額	
	7	8	9	10	11
①	(4の①) 円	(4の②) 円	(4の③) 円		
第2期	円	600	600		
第3期					円
第4期					
第5期					
第6期	400	400			0
第7期					
基準期間直前事業年度等 第8期 計 ②	(16の②)	400			

	調整欠損金額(前期の(5)の①)	基準期間前三年調整所得金額			調整繰越欠損金額
		基準期間前三年前事業年度等の調整所得金額	基準期間前二年前事業年度等の調整所得金額	基準期間直前事業年度等の調整所得金額	
	12	13	14	15	16
①	(前期の(14)の③) 円	(前期の(15)の③) 円	(前期の(8)の①)-(8)の②) 円		
基準期間直前事業年度等 ②	円	((13)の①)と(12)の②のうち少ない金額	((14)の①)と((12)の②)-(13)の②)のうち少ない金額		((12)-(13)+(14)) 円
翌期繰越調整所得金額 ③ ①-②					

特殊支配同族会社の前三年基準所得金額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 **第13期** 法人名 ( )

別表十四(一)付表 平十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

基準期間内事業年度等	所得の金額又は欠損金額(欠損金額の場合は△を付すこと)	欠損金等の控除額	業務主等役員給与額	調整所得金額	調整欠損金額	過年度欠損金額の調整控除額
				(1)+(2)+(3)-(3の内書)(マイナスの場合は0)	((1)+(2)+(3)-(3の内書))がマイナスの場合のマイナスの部分の金額	
	1	2	3	4	5	6
第10期 ①	円	円	円	600	円	(8の②) 円
第11期 ②			円		1,000	(9の②)
当期直前事業年度等 第12期 ③			円	600		(10の②)
計 ④ ①+②+③			円	1,200	1,000	

	調整繰越欠損金額(前期の(11))	前三年調整所得金額			差引翌期調整繰越欠損金額(7)-(8)
		当期前三年前事業年度等の調整所得金額	当期前二年前事業年度等の調整所得金額	当期直前事業年度等の調整所得金額	
		7	8	9	
	①	(4の①) 600 円	(4の②) 円	(4の③) 600 円	
調整所得金額から控除される調整繰越欠損金額					
基準期間前事業年度等					円
第3期					
第4期					
第5期					
第6期					
第7期					
第8期					
基準期間直前事業年度等 第9期 計	(16の②)				
	②				

	調整欠損金額(前期の(5の①))	基準期間前三年調整所得金額			調整繰越欠損金額
		基準期間前三年前事業年度等の調整所得金額	基準期間前二年前事業年度等の調整所得金額	基準期間直前事業年度等の調整所得金額	
		12	13	14	
	①	(前期の(14の③)) 円	(前期の(15の③)) 円	(前期の(8の①)-(8の②)) 円	
基準期間直前事業年度等 第9期 ②	円	((13の①)と(12の②)のうち少ない金額)	((14の①)と(12の②)-(13の②)のうち少ない金額)	200	(12)-(13+(14)) 円
翌期繰越調整所得金額 ③ ①-②				200	

特殊支配同族会社の前三年基準所得金額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 **第14期** 法人名 ( )

別表十四(一)付表 平十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

基準期間内事業年度等	所得の金額又は欠損金額(欠損金額の場合は△を付すこと)	欠損金等の控除額	業務主等役員給与額	調整所得金額	調整欠損金額	過年度欠損金額の調整控除額
				(1)+(2)+(3)-(3の内書)(マイナスの場合は0)	((1)+(2)+(3)-(3の内書))がマイナスの場合のマイナスの部分の金額	
	1	2	3	4	5	6
第11期 ①	円	円	円	円	円	(8の②) 円
第12期 ②			円		1,000	(9の②)
当期直前事業年度等 第13期 ③			円		600	(10の②)
計 ④ ①+②+③			円		1,200	1,000

	調整繰越欠損金額(前期の(4))	前三年調整所得金額			差引翌期調整繰越欠損金額(7)-(8)
		当期前三年前事業年度等の調整所得金額	当期前二年前事業年度等の調整所得金額	当期直前事業年度等の調整所得金額	
	7	8	9	10	11
	①	(4の①) 円	(4の②) 円	(4の③) 円	
			600	600	
調整所得金額から控除される調整繰越欠損金額	円				円
基準期間前事業年度等					
第4期					
第5期					
第6期					
第7期					
第8期					
第9期					
基準期間直前事業年度等 第10期 計	(16の②)				
	②				

	調整欠損金額(前期の(5の①))	基準期間前三年調整所得金額			調整繰越欠損金額
		基準期間前三年前事業年度等の調整所得金額	基準期間前二年前事業年度等の調整所得金額	基準期間直前事業年度等の調整所得金額	
	12	13	14	15	16
	①	(前期の(14の③)) 円	(前期の(15の③)) 円	(前期の(8の①)-(8の②)) 円	
			200	600	
基準期間直前事業年度等 第10期 ②	円	((13の①)と(12の②)のうち少ない金額)	((14の①)と(12の②)-(13の②)のうち少ない金額)		(12-(13+14)) 円
翌期繰越調整所得金額 ③ ①-②			200	600	

特殊支配同族会社の前三年基準所得金額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 **第15期** 法人名 ( )

別表十四(一)付表 平十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

基準期間内事業年度等	所得の金額又は欠損金額(欠損金額の場合は△を付すこと)	欠損金等の控除額	業務主等役員給与額	調整所得金額	調整欠損金額	過年度欠損金額の調整控除額
				(1)+(2)+(3)-(3の内書)(マイナスの場合は0)	((1)+(2)+(3)-(3の内書))がマイナスの場合のマイナスの部分の金額	
	1	2	3	4	5	6
第12期 ①	円	円	円	円 600	円	(8の②) 円 200
第13期 ②			円	円 600		(9の②)
当期直前事業年度等 第14期 ③			円	円 600		(10の②)
計 ④ ①+②+③			円	円 1,800		円 200

	調整繰越欠損金額(前期の(11))	前三年調整所得金額			差引翌期調整繰越欠損金額(7)-(8)
		当期前三年前事業年度等の調整所得金額	当期前二年前事業年度等の調整所得金額	当期直前事業年度等の調整所得金額	
	7	8	9	10	11
	①	(4の①) 円 600	(4の②) 円 600	(4の③) 円 600	
調整所得金額から控除される調整繰越欠損金額	円				円
第5期					
第6期					
第7期					
第8期					
第9期					
第10期					
基準期間直前事業年度等 第11期 計	(16の②) 200	200			0
	②	200			

	調整欠損金額(前期の(5の①))	基準期間前三年調整所得金額			調整繰越欠損金額
		基準期間前三年前事業年度等の調整所得金額	基準期間前二年前事業年度等の調整所得金額	基準期間直前事業年度等の調整所得金額	
	12	13	14	15	16
	①	(前期の(14の③)) 円 200	(前期の(15の③)) 円 600	(前期の(8の①)-(8の②)) 円	
基準期間直前事業年度等 第11期 ②	円	((13の①)と(12の②)のうち少ない金額) 200	((14の①)と(12の②)-(13の②)のうち少ない金額) 600		(12)-(13+14) 円 200
翌期繰越調整所得金額 ③ ①-②			0		

特殊支配同族会社の前三年基準所得金額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 **第16期** 法人名 ( )

別表十四(一)付表 平十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

基準期間内事業年度等	所得の金額又は欠損金額(欠損金額の場合は△を付すこと)	欠損金等の控除額	業務主宰役員給与額	調整所得金額(1)+(2)+(3)-(3の内書)(マイナスの場合は0)	調整欠損金額((1)+(2)+(3)-(3の内書)がマイナスの場合のマイナスの部分の金額)	過年度欠損金額の調整控除額
	1	2	3	4	5	6
第13期 ①	円	円	円	600	円	(8の②) 円
第14期 ②			円	600		(9の②)
当期直前事業年度等 第15期 ③			円	600		(10の②)
計 ④ ①+②+③			円	1,800		

	調整繰越欠損金額(前期の(11))	前三年調整所得金額			差引翌期調整繰越欠損金額(7)-(8)
		当期前三年前事業年度等の調整所得金額	当期前二年前事業年度等の調整所得金額	当期直前事業年度等の調整所得金額	
	7	8	9	10	11
	①	(4の①) 円 600	(4の②) 円 600	(4の③) 円 600	
調整所得金額から控除される調整繰越欠損金額					円
第6期					
第7期					
第8期					
第9期					
第10期					
第11期					
基準期間直前事業年度等 第12期 計	(16の②)				
	②				

	調整欠損金額(前期の(5の①))	基準期間前三年調整所得金額			調整繰越欠損金額
		基準期間前三年前事業年度等の調整所得金額	基準期間前二年前事業年度等の調整所得金額	基準期間直前事業年度等の調整所得金額	
	12	13	14	15	16
	①	(前期の(14の③)) 円	(前期の(15の③)) 円	(前期の(8の①)-(8の②)) 円	
基準期間直前事業年度等 第12期 ②	円	((13の①)と(12の②)のうち少ない金額)	((14の①)と(12の②)-(13の②)のうち少ない金額)	400	((12)-(13+④)) 円
翌期繰越調整所得金額 ③ ①-②				400	